

令和 8～11 年度市単事業裾野市立小中学校外国語指導助手（ALT）
派遣業務委託業者選定プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

裾野市

【問い合わせ先及び申請書類の提出先】

裾野市教育委員会学校教育課

〒410-1192 裾野市佐野 1059 番地

電話 055-995-1838 FAX 055-995-1861

メール gakukyo@city.susono.shizuoka.jp

1 趣旨

本実施要領は、令和 8～11 年度市単事業裾野市立小中学校外国語指導助手（ALT）派遣業務を委託するにあたり、委託事業者の選定にプロポーザル方式を採用し、裾野市が示す金額の範囲内でその専門的な技術や知識等に基づいた業務提案を受け、それらの審査を行うことにより、最もふさわしい事業者選定を行うために、必要な事項を定める。

2 業務内容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名称 | 令和 8～11 年度市単事業裾野市立小中学校外国語指導助手（ALT）派遣業務委託 |
| (2) 業務詳細 | 別紙「仕様書」参照 |
| (3) 就業人数 | 4 名 |
| (4) 就業場所 | 裾野市立小学校 7 校、中学校 5 校のうち、市教育委員会の決定する市内 4 グループの各学校 |
| (5) 履行期間 | 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
※契約は令和 8 年度中に締結する。契約日から令和 9 年 3 月 31 日までは準備期間とし、実際の業務期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間とする |
| (6) 契約上限額 | 62,905,000 円（税込）
※契約上限額の範囲内で業務を行うこと。 |

3 事務局

裾野市教育委員会 学校教育課
〒410-1192 裾野市佐野 1059 番地
電話 055-995-1838 FAX 055-995-1861
メール gakukyo@city.susono.shizuoka.jp

4 参加事業者の条件等

(1) 応募資格

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

なお、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。

- ① 裾野市の入札参加資格所名簿に登録されている者であること。
- ② 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③ 本市において、参加表明書の提出日から過去 1 年以内に指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

- ⑤ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体でないこと。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- ⑦ 静岡県内又は近隣県に営業拠点を有し、概ね 2 時間以内に本市に到着できること。
- ⑧ 当該業務に関する十分な実績を有していること。

（2）参加に関する留意事項

- ① 参加事業者は、提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- ③ 参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。
- ④ 参加事業者から実施要領に基づいて提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。
- ⑤ 提出された書類は、組織内で写しを作成し配付する場合がある。
- ⑥ 提出された書類について、裾野市情報公開条例の規定による請求があった場合は、原則として公開するものとする。
- ⑦ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に関わらず返却しない。
- ⑧ 裾野市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、裾野市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。
- ⑨ 提案書類提出日から委託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は無効とする。
 - （ア）応募事業者が不渡手形又は、不渡小切手を出した場合
 - （イ）同一の参加事業者が複数の提案を行った場合
 - （ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - （エ）虚偽の内容が記載されている場合
 - （オ）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - （カ）著しく信義に反する行為があった場合

5 業者選定の流れ等

（1）スケジュール

事業実施のスケジュールは、以下のとおりとする。ただし、受付等は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。

	項目	日程
①	実施要領等の配布	令和 8 年 9 月 28 日（月）
②	参加表明書の提出期限（様式 1）	令和 8 年 10 月 16 日（金）
③	参加表明書受付の通知	令和 8 年 10 月 30 日（金）

④	質問書の受付期限（様式2）	令和8年	11月	6日	（金）
⑤	質問書への回答	令和8年	11月	18日	（水）
⑥	企画提案書等の提出期限	令和8年	11月	27日	（金）
⑦	プレゼンテーション実施日	令和8年	12月	14日	（月）
⑧	審査結果通知・契約候補者との交渉	令和8年	12月	23日	（水）

6 参加表明書の提出

- （1）参加表明書（様式1）、4(1)⑧の実績が分かる書類（契約書の写しなど）を直接持参、または郵送で、事務局（裾野市教育委員会）へ提出する。
- （2）提出期限 令和8年10月16日（金）午後5時まで。（必着）

7 参加表明書受付の通知

- （1）通知日 令和8年10月30日（金）
- （2）通知方法 参加表明書に記載された連絡担当者へ、電子メールにより通知する。
その際、仕様書と審査基準を送付する。

8 質問書の受付と回答

- （1）受付期限 令和8年11月6日（金）午後5時まで
- （2）提出方法 実施要領及び仕様書に対する質問は、様式2により裾野市教育委員会へ電子メールにて提出、表題は「令和8～11年度市単事業裾野市立小中学校外国語指導助手派遣業務委託への質問（事業所名）」とする。メール送信後は電話にて送信した旨を担当者まで連絡すること。
- （3）回答方法 質問に対する回答は、令和8年11月18日（水）午後5時までに、応募したすべての事業所に電子メールで回答する。

9 企画提案書の提出

- （1）提出書類及び提出部数

	提出書類	様式等・注意事項	部数
①	会社概要	・沿革、組織等が分かる書類、パンフレット等可 ・様式は自由	1部
②	決算書	・貸借対照表及び損益計算書（直近事業年度）	1部
③	法人の履歴事項全部証明書及び印鑑証明書	・申請日より3ヶ月以内に交付されたもので写し可	1通
④	国税及び地方税の納税証明書	・本社分のみ。 ただし、支社が提案書を提出する場合	本表明書提出直前2ヶ月以内に発行された証明書

		合は、支社分を含む。	の写し各1通とする。
⑤	企画提案書	・様式は自由 ・項目は下記参照 ・20ページ以内	正本1部 副本6部
⑥	見積書	・様式は自由 ・日付は、企画提案書提出日とする。 ・ALTを4名配置のものを作成する。	単年度毎のものと3年間のものを正本各1部
⑦	見積内訳書	・様式は自由 ・積算根拠がわかる内容	正本1部 副本6部

※⑤企画提案書に記載する項目

- ・令和6年度以降の配置状況等の実績
- ・経営方針やALT採用の条件（ALTの資質・特性）
- ・法令遵守関係資料（請負契約についての学校及び教育委員会への注意事項など）
- ・ALTの支援体制（生活面・研修面）
- ・緊急時の対応、体制
- ・ALTの雇用条件（住居（手当）、保険関係、交通費、自動車貸与 等）
- ・その他、アピールしたい提案があれば記載

（2）提出場所 裾野市教育委員会学校教育課

（3）提出方法 持参又は郵送により提出

（4）提出期限 令和8年11月27日（金）午後5時まで

※提出期限までに提出のない事業者は、プロポーザルの参加を辞退したものとする。

（5）注意事項

- ① 提案書は、原則としてA4判、縦型、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けると共に、1部ごとフラットファイルに綴じて提出すること。
- ② 提案書の正本は、会社名入りとし、押印したものとする。（副本6部は事業者名を黒塗り又は特定されない状態にして提出すること。）
- ③ 見積額が、「2（6）契約上限額を超える場合、または異常に少額である」など、本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合には失格とする場合がある。
- ④ 押印する印鑑は、実印（法務局が証明する代表者の印鑑）とする。
- ⑤ 提出後の内容の変更及び追加、再提出、補正は認めない。ただし、裾野市からの指示によるものはこの限りでない。
- ⑥ 提出された書類等は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、裾野市情報公開条例（平成28年裾

野市条例第8号)に基づき取り扱うこととし、本プロポーザル手続きにおける公開対象文書及び公開基準は別紙の「情報公開基準」のとおりとする。

- ⑦ 提出のあった企画提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ⑧ 提出された書類は返却しない。
- ⑨ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑩ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

(6) 辞退届

参加表明書提出後に辞退をする場合は、令和8年12月4日(金)までに辞退届(様式第3号)を提出すること。

10 提案書の審査

裾野市立小中学校外国語指導助手(ALT)派遣業務委託プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、下記に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選考を行う。

(1) 提出された企画提案書に基づき、下記のとおり実施する。

- ・日 時 令和8年12月14日(月)開始時刻は別途連絡する。
審査の順番は、提案書の受付順とする。
- ・場 所 別途通知する。
- ・時 間 プレゼンテーションとヒアリング含めて30分程度(説明15分、質疑15分)とする。機材準備時間を5分とする。
- ・出席者 3名以内
- ・説 明 事業者の説明は提案書により行うこと。(追加資料は認めない。) プロジェクター(単焦点)、スクリーン(4:3)は市が用意する。コンピュータ、HDMIケーブルは事業者による持込とする。

(2) 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・プレゼンテーション開始時刻までに来場しなかったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

11 審査結果

審査結果は、令和8年12月23日(水)までに、プレゼンテーション参加者全員に書面にて通知する。また、選定結果通知とともに、下記項目について裾野市ホームページの「事業者の方へ／裾野市(<https://www.city.susono.shizuoka.jp/jigyosha/index.html>)」において公表する。

- (1) 契約の相手方となる候補者の名称及び総合点
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

1 2 契約

(1) 優先交渉権者の決定

裾野市は、審査委員会の審査結果を踏まえて、合計評価点が最も高い応募事業者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。

(2) 委託金額の決定

本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により市と随意契約を行う。

1 3 その他

(1) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとする。

①事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対し修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかったときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとする。

②市の債務不履行の場合

- ・市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、事業者は契約を解除できることとする。
- ・前号において、事業者が契約を解除した場合、事業者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとする。

③当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び事業者双方により業務継続の可否について協議する。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は事業者は契約を解除できる。

(2) 消費税の取り扱い

法令等の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降は変動後の税率により計算するものとする。